

## 令和元年白老町議会全員協議会会議録

令和元年11月22日（金曜日）

開 会 午後 2時25分

閉 会 午後 3時11分

---

### ○議事日程

1. 白老町公共下水道事業の地方公営企業法適用について（上下水道課）
  2. 会計年度任用職員制度導入に関する概要について（総務課）
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町公共下水道事業の地方公営企業法適用について（上下水道課）
  2. 会計年度任用職員制度導入に関する概要について（総務課）
- 

### ○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大渕紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

上下水道課長	本間弘樹君
上下水道課主幹	庄司淳君
総務課長	高尾利弘君
総務課主幹	森誠一君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後2時25分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、2件あります。1件目は白老町公共下水道事業の地方公営企業法適用についてであります。

それでは、担当課からの説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 本日はお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

下水道事業の地方公営企業法の適用についてでございますが、本件については本年3月の予算等審査特別委員会の際にも若干、ご説明をさせていただいておりますが、現在、特別会計として運用しております公共下水道事業につきまして、国の要請に準拠し、来年4月1日から公営企業会計に移行するものであります。昨年度から本格的な準備に取りかかりまして、資産台帳の整備、資産評価、管路図システム、会計システムの導入等々の作業を進めておりますが、来月12月会議において関連条例の改正を提案させていただきたいと考えておりますので、本日全員協議会にて説明のお時間をいただいた次第です。

それでは早速ですが、配付の資料に基づきまして、担当者よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 庄司上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（庄司 淳君） それでは、配付されました資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

白老町の下水道事業における公営企業会計（地方公営企業法）の適用について、1ページ目をお開きください。公営企業会計適用（法適用）の背景と目的。下水道事業や水道事業などの公営企業は、住民生活に密着したサービスを安定的に提供していく役割を担い、必要な経費を料金収入によって賄っていることから、公共性と経済性が求められます。急速な人口減少などにより料金収入が低下する一方で、管路や施設の老朽化に伴う更新需要が高まっており、今後、公営企業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増していきます。そのため、公営企業はこれまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められ、そのためには企業会計によって資産や負債、損益などの経営状態を的確に把握する必要があります。こうした中、総務省は下水道事業と簡易水道事業を重点事業に位置づけ、人口規模を問わず法適用に取り組むよう各自治体へ通知しています。国土交通省も法適用の検討に着手していることを下水道事業の国庫補助金の交付要件としました。公共下水道事業に着手した昭和42年から52年が経過した白老町は、昭和49年に下水終末処理場を供用開始し、道内市町村では15番目で町村では最も早いまちです。下水道は住民にとって欠くことのできないインフラであり、今後も持続可能な下水道サービスを提供していくため、白老町は、地方公営企業法（公営企業会計）を適用することによって、下水道事業の経営の姿を明確にします。

2ページ目をお開きください。公営企業会計適用（法適用）に係る国からの要請（通知）。平成26

年6月の閣議決定において、「経済財政運営と改革の基本方針2014」に、公営企業会計を適用していない下水道事業と簡易水道事業に対し、同会計の適用を促進する旨が明記されました。平成27年1月の総務大臣通知において、下水と簡水は資産規模が大きく住民生活に密着したサービスを提供しているため、特に公営企業会計適用（法適用）の必要性が高いとして、平成27年度から31年度までを集中取り組み期間とし、重点的に取り組むよう実施団体へ通知し求めました。同日付の総務省自治財政局長通知において、下水または簡水を実施している人口3万人以上の団体は法適用が必要で、3万人未満の団体においてもできる限り法適用が必要であるとし、集中取り組み期間内である今年度までに発行する適用債の元利償還金について普通交付税措置を講じました。つまり、来年度から法適用をすれば交付税も対象にしますというもので、白老町がこれに間に合うようにしたものでございます。平成30年4月の国土交通省下水道課長通知において、国庫補助金の交付要綱を改正し、下水道事業を実施する全ての団体に対し、法適用の検討に着手していることを国庫補助金の交付要件としました。白老町も処理場の改築等などの事業においては、こうした国庫補助金を活用して不可欠な状況になっております。平成31年1月の総務大臣通知において、人口3万人未満の団体において取り組みの進捗状況が遅れていることから、新たに平成31年度から35年度まで4年間延長し、引き続き重点的に取り組むよう通知しました。また、同日付の総務省自治財政局長通知において、人口3万人未満の団体においても、遅くとも平成35年度までには法適用することが必要であるとなりました。4年前までは「できる限り」だったものが、今回「遅くとも」ということになったことで、実質的に義務化されたものとなりました。

続きまして、3ページをごらんください。3、地方公営企業法の適用（法適用）事業。事業がどのようなものかということをご説明しています。公営企業には、地方公営企業法の適用が義務づけられている当然適用事業と、任意で適用できる任意適用事業があります。適用する範囲は、同法の全ての規定を適用する全部適用事業と、財務・会計に関する規定のみを適用する財務適用事業があります。この地方公営企業法に規定されたさまざまな事業は、ここに何点か書かれておりますが、これは地方財政法第5条第1号に規定する公営企業でもあります。右側の法非適用事業の中に公共下水道事業が入っております。これを自主的に適用するということを決めることが任意適用でございまして、そのときに全部適用と財務適用のどちらかを選択できるというものでございます。左側の当然適用事業の中に水道事業が入っております、必ず全部適用となるものでございます。その下のほうに病院事業がありまして、これは財務適用となります。

続きまして、4、公営企業会計の仕組みでございます。現在の官公庁会計から公営企業会計に変わりますと、予算区分が歳入・歳出から収益的収支と資本的収支になります。経理方法は現金主義で、単式簿記から発生主義の複式簿記となります。資産の把握は財産台帳により減価償却をしません。新たに資産台帳をつくることによって、減価償却を行うようになります。出納整理期間がなくなりまして、3月31日に閉鎖し2カ月早まります。企業会計の特徴としまして、ここに5点ほど載せております。①、発生主義の採用。これによりまして経済活動の発生という事実に基づいて経理記帳を行います。このため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財務状況を、損益計算書や貸借対照表によって明確にすることができます。②、複式簿記の採用。これによって、一定期間に生み出された付加価値の合計と付加価値が蓄積された財産を同時に同じように損益計算

書や貸借対照表によって表現することができます。③、損益取引と資本取引の区分。管理運営に係る取引(損益取引)、いわゆる3条収支といわれる収益的収支と、建設改良等に係る取引(資本取引)、同じく4条収支といわれる資本的収支に分けて経理いたしますので、経営成績と財政状態を明確に把握、分析し、将来の経営計画を策定することができるというものでございます。④、決算の早期化。出納整理期間がなくなるため、決算確定が2カ月早まり、前年度決算実績の当年度事業運営への活用が容易かつ迅速になります。⑤、使用料対価原価の明確化。当該期間内に効果が現れる収入及び支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われます。つまり、収益的収支を赤字にしないためには、営業的収益となる下水道使用料がどれだけ必要なのかを推計できるというものでございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。5、法適用の基本方針。地方公営企業法の適用範囲は全部適用とすること、それから公営企業管理者を置かないこと、そして適用年月日を令和2年4月1日とすること、この3つが基本方針です。

6、全部適用と財務適用、この2つをここで比較しております。法律の規定は組織規定、財務規定、職員の身分取扱等の規定があります。これを全部適用するものでございまして、財務適用の場合は財務規定のみを適用するため一部適用とも言われております。組織体制は条例で定めることにより管理者を置かないことができます。その場合の管理者の権限は町長が行い、ここは財務適用の場合と同じです。白老町が管理者を置かないという選択を行いたいというところでございます。そして、職員の身分については、企業職員としての地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用を受けるまたは政治的行為の制限がない、このようなことが財務適用の場合と異なる部分でございます。全部適用を選択する理由といたしましては、白老町はすでに上下水道課の中で水道事業と下水道事業を扱っており、組織統合がされていることにより窓口一元化、業務連携が進んでいることを全部適用等を選択する理由としております。

7、管理者の設置と非設置ということで、管理者を全部適用で置かない場合は、事務体制は首長と企業出納員で、企業出納員イコール上下水道課長がこれになります。会計管理者には出納会計事務の事務委任を行いませんので、こういった出納会計事務は直接、金融機関とのやり取りを上下水道課において行います。予算調製、決算調製はともに首長の権限となるものであります。管理者を置かない理由といたしましては、管理者には広範で主体的な権限が与えられ、その名と責任において業務を執行し地方公共団体を代表するものであり、白老町の規模を勘案すれば水道事業と同様に管理者を置かない、従来どおり町長がその権限を行うことが現実的な選択であると判断したものでございます。

続きまして、5ページ目をごらんください。8、道内の適用状況。厳密な意味での公共下水道事業に限りますと、全部で95団体ございます。そのうち、法適用している団体は30団体あり、31.6%です。その中で市と町に分かれておりまして、市のほうは全部適用しているのが15団体で一部適用が7団体、町のほうは全部適用が8団体で一部適用はゼロという状況になっております。上下水道部(課)や上・下水道が統一された団体においては、水道部や水道課に属する団体においては、ほぼ全部適用という状況でございます。平成20年度以降に法適用した16団体中11団体69%が全部適用でございます。

それでは、6 ページ目をお開きください。スケジュールでございます。法適用の準備は平成30年、31年（元年）の2カ年でございますが、それに先立ちまして1の下水道管路台帳システム、これは平成29年10月から翌年7月まで整備されました。これにより、今までに敷設した管渠の属性情報や管路図面を電子化することができました。このシステムが今後の減価償却に必要な資産台帳、あるいは現在進めているストックマネジメント計画の土台になるものでございます。これを踏まえまして、平成30年度から実質的な法適用の業務が始まります。2の職員研修は随時、平成30年度から行っております。3の基本方針の決定、これにつきましては平成30年度当初に行っております。4、固定資産調査及び評価、これを行うため昭和42年度からの資料、工事、設計、決算書類などの資料を調査して、そのようなものを踏まえて資産台帳といったものを整備するものですが、この作業はほぼ終わりました、予算、勘定科目の設定まで行っております。5、システム導入といたしましては、固定資産のデータをこういった会計システムにデータを変換入力したり、あるいは減価償却費の計算を行ったり、今まさにそのようなところを行っているところであります。その後システム仮稼働・データ修正、2月からはシステムの本稼働であり、これからシステムの稼働に向けて進んでいるところでございます。6、法適用・会計以降事務、細かい事務の取り扱いにつきましては、関係部局との調整、会計室だとか総務課、財政課などとの協議を終えております。次に例規の改廃準備ですが、条例等、規則の原案を作成しまして、総務課のほうで審査、そして12月の会議に上程させていただくというような予定でございます。取扱金融機関との協議、これは現在進めているところでございます。そして、予算編成と決算調製の準備は今後進めていかなければならないというところで、その後打ち切り決算の見込みですとか予定開始貸借対照表の作成などを踏まえまして、3月に予算案を提案したいということでございます。3月には出納整理期間ということで、3月末日をもって打ち切り決算となります。そして、7番目に出納金融機関の指定の告示。最後に税務署への届け出、総務省への報告、ホームページの掲載、以上で法適用作業の準備の終了となります。

10番目、条例改正の概要でございます。12月に提案する条例の内容といたしまして、下水道事業における地方公営企業法の適用に伴い、関連する7件の条例の整備（改廃）を行います。同法の規定を全部適用する公営企業となりますが、事業内容としては現在の下水道事業をそのまま継承するため、条例の内容を大きく改正するものではありません。主な改正内容は次のとおりです。①、白老町水道事業の設置等に関する条例の一部改正、まず条例の名称に「下水」を加えまして、「水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。その中で公営企業として下水道事業を設置し、地方公営企業法の規定の全部を適用することを規定いたします。各条項中「水道事業」とあるものを「上下水道事業」に改めます。下水道事業の規模及び能力等を規定します。2番目に白老町公共下水道設置条例の廃止、「水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」として新たに設置条例を整備することから、これに伴い役割を終える現行の「公共下水道設置条例」を廃止するものです。3番目に白老町公共下水道事業特別会計条例の廃止、公営企業会計を適用することに伴い、役割を終える現行の「公共下水道事業特別会計条例」を廃止するものです。4番目に白老町公共下水道条例の一部改正、各条項中「規則」とあるものを「規程」に改めます。規則というのは、地方自治法に基づく言い方であり、これに代わるものとして地方公営企業法上は「規程」と表現するものでございます。5番目に白老町職員定数条例の一部改正、町長部局における下水道業務にかか

わる職員数として5名おりましたが、これを削減いたしまして同じ人数を地方公営企業関係職員として加えるものでございます。6番目に白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、特殊勤務手当がもうすでになくなっておりませんが、まだ改正されずに残っていましたので、これを削除して新たに制度化されている管理職員特別勤務手当の条項を加えるための改正を行うものでございます。7番目に白老町課設置条例の一部改正、これは町長部局の組織に属しておりました上下水道課に関する条項を削除して、公営企業に移行させるための改正を行うものでございます。条例の施行期日は令和2年4月1日からの施行とします。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって、白老町公共下水道事業の地方公営企業法適用の件を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 2時46分

---

再開 午後 2時47分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、2件目は会計年度任用職員制度の導入に関する概要についてであります。

それでは、担当課からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 本日は、会計年度任用職員制度の導入に関する概要の説明にお時間をいただきましてありがとうございます。私からは概略を説明させていただきます。

会計年度任用職員制度は、社会問題にもなっております官製ワーキングプア、非正規職員の処遇改善に向けて同一労働、同一賃金による賃金格差是正や休暇等の待遇を是正する制度であります。臨時職員や嘱託職員といった非正規職員につきましては、これまでも各自治体によって制度の取り扱いがまちまちであるなどの実態がございました。そのため、臨時職員、非正規職員の適正な任用、勤務条件を確保することを趣旨として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行され、新たに会計年度任用職員という非常勤一般職が設けられるものであります。本町においても国の制度に準拠した制度改正を行い、運用を図っていくため、定例会12月会議において、関係する条例及び一部改正条例の提案を予定しているものでございます。本町においては、財政再建や行政改革のもとで職員数の大幅な削減を進めてきた中において、年々、嘱託職員、臨時職員の任用がふえ続け、現在は正規職員数とほぼ同数の非正規職員が、日頃の業務において行政サービスを支えているという状況にございます。しかしながら、臨時職員については半年間の任用を繰り返す、最低賃金ぎりぎりの時間制、日給制の賃金体系であり、フルタイムの臨時職員の年収で170万円前後となっております。また、嘱託職員については月給制を適用しておりますけれども、正規職員の4分の3勤務ということを原則としておりまして、年収は160万円程度となっております。さらに休暇についても一部の休暇に限られている現状でございます。会計年度任用職員制度導

入によって、本町における非正規の一般事務職員の最低賃金は、正規の一般事務職員の最低給料額である行政職1級1号俸の給料と同額になるほか、社会福祉士や栄養士、看護師等の専門職の非正規職員の最低賃金もそれぞれの職員の初任給と同額となります。さらに一定の条件を満たす会計年度任用職員は期末手当や退職手当が支給され、休暇につきましても正規職員と同等の休暇が付与されるなど、大幅な処遇改善が図られるものでございます。なお、処遇改善に伴う経費負担につきましては、民間委託に適しているとされている定型的、機械的な業務を中心として民間委託を進めることや、パートタイムからフルタイムにすることなどで、人員数及び経費負担の増加の抑制に努めていきたいと考えてございます。これまで、曖昧であった身分についても地方公務員法第22条第1項に明記され、地方公務員法の服務規程が適用されるなど職員に準ずる身分を持つようになるもので、給料表の行政職1級または2級の格付で主事補級、主事級の格付となります。このことによつて、これまで以上に業務の幅を広げることが可能になるというもので、町民サービスの向上につながっていくものであるため、正職員のみならず会計年度任用職員にも職員研修等の人材育成を充実し、能力向上に努めていくという考え方でございます。制度の詳細につきましては、担当から説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 制度の詳細について資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

1番の導入の趣旨につきましては、ただいま総務課長より説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。2番の会計年度任用職員への移行についてから説明をさせていただきます。

別紙1をごらんください。別紙1の左側の表は白老町の現在の非常勤職員の現状でございます。特別職非常勤職員と臨時的任用職員、嘱託職員、臨時職員、そして特別職非常勤職員である集落支援員、地域おこし協力隊で現在構成されております。来年度からは特別職非常勤職員は学識や経験を有し、助言や調査、診断等を行う職にのみ厳格化されまして、教育委員や農業委員等の執行機関の委員または行政改革推進委員のような附属機関の委員、それと消防団員、統計調査委員等に限定されることとなります。そして、これまで特別職としておりました公民館等の管理人や青少年指導員、スポーツ推進委員等につきましては会計年度任用職員に移行しまして、特別職から一般職に変わります。地域おこし協力隊につきましては、別紙1では委託契約としか書いてありませんが、委託契約または有償ボランティアという形で、公務員の枠にとらわれない中で活動をしていただくこととなります。

続きまして、嘱託職員、臨時職員につきましては制度自体を廃止しまして、全て会計年度任用職員に移行をいたします。

次に臨時的任用職員につきましては、現在本町では運用しておりません。来年度以降につきましても常勤職員に欠員が生じた場合に採用するということになりますが、学校の産休の代替職員をイメージしていただきたいのですけれども、教員の場合は教員資格を持っているけれども就職されていない方というのがいらっしゃるって、即戦力として教員になれるのですけれども、役場職員の場合にはなかなか潜在的な役場職員というのは見つからないものですから、運用は現在のところ難しいかと考えてございます。

続きまして、別紙2をごらんください。会計年度任用職員移行時の非常勤職員の増減予定でございます。今年度の非常勤職員は特別職444名、一般職255名、合わせて699名となっております。この特別職の委員の中には1回限りの委員等も含まれておりまして、延べ人数となっておりますので、かなり多い人数となっております。来年度は委員等の人数は今までどおり現状維持で、特別職非常勤職員となります。その他の部分につきましては一番下に記載がありますとおり、先ほどご説明させていただきました集落支援員、公民館等管理人または地域おこし協力隊のように会計年度任用職特別職から会計年度任用職員または雇用関係のない任用になる方が89名おりますので、89名の減となり355名となります。嘱託職員、臨時職員につきましては、廃止となりますのでそれぞれ全部減となります。会計年度任用職員につきましては、フルタイムを106名、パートタイムを89名、短期短時間のパートタイムを99名、合わせて294名を現在のところ予定してございます。一般職非常勤職員がこの表によりますと39名ふえるというようになっておりますが、294名のうち75名につきましては特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行します交通安全指導員や青少年指導員といった常時勤務する職員ではない職になりますので、常時任用される職員については今年度の255名と比較して36名減少することになります。36名減少する内訳でございますが、民間委託が可能な軽作業等の業務を、現在任用されている非正規社員の雇用確保を前提としながら民間委託を進めてまいりたいと考えております。また、これまで複数のパートタイムの臨時職員で担っていた業務を一人のフルタイムの職員で担ってもらうといったことで、非正規職員の人数自体を削減させていただきたいと考えております。

次に資料の3、会計年度任用職員の勤務条件等についてご説明をさせていただきます。職員の勤務条件につきましては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならないと地方公務員法24条第5項に規定がございます。そのため、国家公務員の非常勤職員制度または他の自治体の会計年度任用職員制度を参考にしつつ制度を構築いたしました。主な勤務条件を別紙3に基づきましてご説明をいたします。身分は先ほど総務課長からもありましたとおり、地方公務員法22条第1項に規定されます。服務規程も地方公務員法の適用となります。ですから、今後は正職員と同じように、万が一非違行為があった場合や職員としての資質に問題がある場合には、懲戒処分または分限処分の対象になるというものでございます。任期につきましては、一会計年度以内であり例年3月31日までの雇用ということになります。ただ、人事評価や勤務実績等に基づきまして、連続2回までは公募を経ないで任用が可能となります。ですから、実際には最大3年間任用が可能となります。3年間任用された後に再度公募を経てまた任用された場合に繰り返し3年間雇用されるということで、この雇用・任用を繰り返していくと長期にわたり任用されることも可能になります。募集方法につきましては、原則公募により行われます。町の広報紙やホームページ、ハローワーク等を通じて広く周知をさせていただきまして、応募者を募ってまいります。そして、書類選考と面接試験により選考することとなります。勤務時間につきましては、フルタイムは正職員と同一で週38時間45分勤務、パートタイムにつきましてはそれ以外、週38時間45分未満の勤務は全てパートタイムということになります。週15時間30分以上勤務し、6カ月を超える任用の場合には、初年度につきましては月給の1.69カ月分、再度の任用で2年目以降は2.6カ月分の期末手当が支給されることとなります。保険につきましても、任用初年度またはパートタイム



職員につきましては、これまでの臨時職員、嘱託職員と同様に協会けんぽ、厚生年金、雇用保険の加入になりますけれども、再度の任用で2年目以降のフルタイムの職員につきましては、正職員と同様に市町村職員共済に加入していただいて、辞めるときには退職手当も支給されることとなります。休暇につきましても、正職員と全く同じような休暇が付与されるようになります。現在の臨時職員や嘱託職員が会計年度任用職員に任用された場合で、ことしの年次有給休暇の残りがある場合には、そのまま来年度に繰り越すことを可能としてございます。

続きまして、資料の4番、会計年度任用職員の職種別給料月額についてご説明をさせていただきます。会計年度任用職員の給料につきましては、正職員の行政職給料表を準用し、次の取り扱いを基本として、職務内容、経験等の要素を勘案して設定をいたします。まず、給料月額は条例により定める上限の範囲内で、従事する職務に必要な知識、技術、経験を考慮して設定をいたします。職務内容が定型的な業務を行う行政事務職については、行政職給料表1級1号俸14万4,100円を基礎とし、1級26号俸18万2,400円を上限といたします。また、看護師や栄養士等の専門的な業務、特殊的な業務を行う職につきましては、同業種の正職員の初任給を基礎といたしまして、会計年度任用職員移行前の嘱託職員、臨時職員の報酬水準を勘案した上で設定をいたします。また、別紙4の一番右端に記載しておりますとおり採用が困難な職については、基準の上限号俸にさらに25号俸以内を加算することができることとしてございます。パートタイムの報酬額については、該当する職種の給料月額を21日で除した日額制またはその日額を7.75時間で除した時間額制とし、フルタイムの職員の月給を日給や時給に換算したものと同額となるようにしてございます。

次に、会計年度任用職員への移行時の人件費の増加額の試算でございます。別紙5をごらんください。フルタイムの一般事務職、また週28時間勤務のパートタイムの一般事務職である臨時職員だった場合と、会計年度任用職員になった場合の比較となります。フルタイムにつきましては会計年度任用職員になった初年度は約26万円の年収増となります。2年目については臨時職員のとときと比較すると約40万円の増となります。パートタイムにつきましても初年度で約18万円、2年目では24万円の年収増となります。

続きまして、別紙6でございます。一般職非常勤職員の人件費増加額の試算でございます。今年度の予算につきましては各課で現在持っております臨時職員の賃金、会計年度任用職員に移行する特別職非常勤職員の報酬、それと主に総務課で予算を持っております嘱託職員の給料を全て集計したもので約4億2,100万円でございます。令和2年度の予算につきましては、新たに任用します会計年度任用職員のフルタイム106名とパートタイム89名、短期短時間の会計年度任用職員99名の給料と報酬の合計額、約3億8,800万円、それと民間委託化を想定し試算いたしました6業務の委託費3,850万円を合算し4億2,700万円と試算してございます。約700万円の増加と見込んでございます。今後、予算のヒアリング等により多少の増加を想定しておりますが、可能な限り必要最低限の増加にとどめてまいりたいと考えております。これは先ほど資料2でも説明したとおり、パートタイムの職員をフルタイム化することにより職員数を削減しているということと、これまで各課で持っていた臨時職員の人件費のうち、フルタイムの会計年度任用職員の予算は全て総務課で一括して管理をいたしますので、予算の増加を極力抑えていきたいと思っております。そのため、来年度予算につきましては、13款の給与費の総額はかなり増加することになりますが、各課の非正規職員の人件費は大

幅に削減するようにしてございます。

続きまして、次に条例の制定及び一部改正についてでございます。定例会12月会議において、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を新たに制定させていただきます。また、その他会計年度任用職員制度導入にかかわる条例の一部改正を上程させていただく予定で、その他関係規則についても制定・改正を12月に実施する予定でございます。

最後に今後のスケジュールでございます。12月に関係条例、規則の制定、改正を行いまして1月に会計年度任用職員の募集を行います。そして、2月に書類選考、面接試験を実施しまして、4月から制度運用開始という予定で進めたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました。この件について特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 会計年度任用職員に移行して、先ほど700万円くらい増加するとありましたが、どこを見るとそうなるのですか。

○議長（松田謙吾君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 令和元年度の予算で全会計4億2,097万9,000円でございます。それと令和2年度の予算3億8,830万円、これと下にございます民間委託化業務の委託費3,850万円、これを足した金額が約4億2,700万円です。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって、会計年度任用職員制度の導入に関する概要の件を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後3時11分）